

## 平安京施薬院関連遺跡出土医薬木簡再考

多田 伊織

大阪府立大学

演者は、「出土文献から見る古代日本の医書輸入」(『皇學館史學』32 2017.3 21-44頁)において、平安京左京九条三坊十町跡・烏丸町遺跡の施薬院関連施設と思われる遺跡から出土した木簡について考察した。平安京左京九条三坊十町跡・烏丸町遺跡は現在の京都市南区東九条上殿田町17・38・39番地に相当する。平安時代前期には、左京九条三坊三町に施薬院が設けられており、平安中期には、左京九条三坊十町に施薬院御倉があったことが知られている。京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告『平安京左京九条三坊十町跡・烏丸町遺跡』(2015.3)には、出土木簡が紹介され、釈文が付されている。

その後、発掘を担当した京都市埋蔵文化財研究所において、演者は出土木簡全点を熟覧する機会を得た。本発表では、その結果を踏まえて、出土木簡と遺跡の性格を再考する。

平安京左京九条三坊十町跡・烏丸町遺跡から出土した木簡の内、「木簡16」は「六物干薑丸」の文字の一部が残るが、木簡の形状に削られ、表面は滑らかで、比較的長期間実用に供されたように見受けられた。木簡の再利用は比較的頻繁に行われる。平城京木簡の中心は、廃用木簡を細く削って籌木として再利用したものである。しかし、平安京左京九条三坊十町跡・烏丸町遺跡出土の「木簡16」は廃棄のために再利用された木簡ではなく、製薬に使用された木簡であった可能性を指摘したい。

同時に出土した「木簡3」は「猪脂大六斗」もしくは「猪脂大六斗」と読めるが、「脂」と読むと、「猪脂」に付けられた荷札もしくは品名札木簡ということになる。「猪脂」は丸薬や膏薬の賦形剤として使用されていた。「猪脂」であれば、平安京左京九条三坊十町跡・烏丸町遺跡に「猪脂」がある程度蓄えられていたことになり、「木簡16」は大きさから言って、薬料や膏薬を練るための木簡だった可能性がある。

「木簡16」が当遺跡で使用された木簡であるとするならば、施薬院関連施設の性格を考え直さねばならない。これまで倉庫等の可能性が指摘されていたが、単に備蓄を行うだけではなく、並行して製薬作業を行う製薬工房を兼ねていた可能性が出てくる。「木簡16」はかなり使い込んだように見えることから、文字が消えかかっているため、使用済みの木簡を削り直したような外観ではあるが、一時的な用に充てたものではないと思われる。そうすると、「六物干薑丸」と記される「木簡4」は、この製薬工房で製造された「六物干薑丸」の整理のために付された品名札であったか、製薬指示書の一部であったと考えられる。具体的には、施薬院から、製薬工房宛に指示書が送られ、指定された分量の薬剤が製薬工房で調剤・製造され、施薬院に送られたのであろう。

施薬院の役割は困窮者への福祉事業である。従って、この製薬工房が扱うのは高価な薬剤ではなく、一般的で比較的廉価な薬剤を調合していたと思われる。「木簡10」は「牛丸」と記されているが、人名もしくは「牽牛子丸」を記したものと考えられる。もし、後者であれば、「木簡4」「木簡16」の「六物干薑丸」と共に、いずれも、一般的で比較的廉価な薬剤であり、施薬院で用いられていても矛盾はない。